

わがまち特例一覧

2023年7月 現在

地方税法適用条項		対象資産	具体的な資産の例	対象となる固定資産			適用期間	成田市の特例割合	取得時期の要件	備考
条	項・号			土地	家屋	償却資産				
法附則第15条	第2項第1号	水質汚濁防止法の特定期間等における汚水・廃液処理施設	沈澱・浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置、濾過装置、濃縮・燃焼装置等	-	-	○	-	2分の1	R4.4.1~R6.3.31	
	第2項第5号	下水道除害施設	沈澱・浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置、濾過装置等	-	-	○	-	5分の4	R4.4.1~R6.3.31	
	第25項第1号イ	太陽光発電設備	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受け、出力が1,000kW未満の自家消費型太陽光発電設備（固定価格買取制度の認定を受けたものは対象外）	-	-	○	3年間	3分の2	R2.4.1~R6.3.31	
	第25項第2号イ		再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受け、出力が1,000kW以上の自家消費型太陽光発電設備（固定価格買取制度の認定を受けたものは対象外）							
	第25項第1号ロ	風力発電設備	出力が20kW以上の風力発電設備（固定価格買取制度の認定を受けたものに限る）	-	-	○	3年間	3分の2	R2.4.1~R6.3.31	
	第25項第2号ロ		出力が20kW未満の特定期間風力発電設備（固定価格買取制度の認定を受けたものに限る）							
	第25項第3号イ	水力発電設備	出力が5,000kW未満の特定期間水力発電設備（固定価格買取制度の認定を受けたものに限る）	-	-	○	3年間	2分の1	R2.4.1~R6.3.31	
	第25項第2号ハ		出力が5,000kW以上の特定期間水力発電設備（固定価格買取制度の認定を受けたものに限る）							
	第25項第1号ハ	地熱発電設備	出力が1,000kW未満の特定期間地熱発電設備（固定価格買取制度の認定を受けたものに限る）	-	-	○	3年間	3分の2	R2.4.1~R6.3.31	
	第25項第3号ロ		出力が1,000kW以上の特定期間地熱発電設備（固定価格買取制度の認定を受けたものに限る）							
	第25項第1号ニ	バイオマス発電設備	出力が10,000kW以上20,000kW未満のバイオマス発電設備	-	-	○	3年間	3分の2	R2.4.1~R6.3.31	
	第25項第3号ハ		出力が10,000kW未満の特定期間バイオマス発電設備							
	第32項	企業主導型保育事業（特定事業所内保育施設）	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業者等が一定の保育に係る施設を設置する場合、当該施設の用に供する土地、家屋及び償却資産	○	○	○	5年間	3分の1	H29.4.1~R6.3.31	取得時期の要件延長
第33項	市民緑地の用に供する認定を受けた土地	緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地	○	-	-	3年間	3分の2	H29.6.15~R7.3.31	取得時期の要件延長	

わがまち特例一覧

2023年7月 現在

地方税法適用条項		対象資産	具体的な資産の例	対象となる固定資産			適用期間	成田市の特例割合	取得時期の要件	備考
条	項・号			土地	家屋	償却資産				
法附則第15条	第38項	浸水被害軽減地区内の土地	浸水被害軽減地区の指定を受けた土地	○	-	-	3年間	3分の2	R2.4.1~R8.3.31	取得時期の要件延長
	第42項	浸水対策のための雨水貯留浸透施設	特定都市河川指定流域の指定区域における浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設	-	-	○	-	3分の1	R3.11.1~R6.3.31	
	第43項	貯留機能保全区域の指定を受けた土地	貯留機能保全区域内にある土地	○	-	-	3年間	4分の3	R4.4.1~R7.3.31	
第15条附則第8	第2項	サービス付き高齢者住宅（税額の減額措置）	サービス付き高齢者向け貸家住宅	-	○	-	5年間	3分の2	H27.4.1~R7.3.31	取得時期の要件延長
第15条附則第9の3	第1項	長寿命化に資する大規模修繕工事を実施したマンション	マンション適正化法に基づく管理計画等の認定等を受け、長寿命化に資する大規模修繕工事を実施したマンション	-	○	-	1年間	3分の1	R5.4.1~R7.3.31	新規
第6条附則第4条	-	中小事業者等が取得した先端設備等	中小事業者が取得した先端設備等に該当する事業の用に供する家屋、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物付属設備（家屋と一体になって効用を果たすもの）並びに構築物	-	○	○	3年間	ゼロ	R3.4.1~R5.3.31	
法第349条	第27項	家庭的保育事業	家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産	-	○	○	-	3分の1		
	第28項	居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産	-	○	○	-	3分の1		
	第29項	事業所内保育事業	事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産（利用定員が5人以下）	-	○	○	-	3分の1		